

令和3年9月市議会総務委員会資料

第103号議案
過疎地域持続的発展市町村計画について

目次	ページ
1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎新法）の概要	1
2 過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	4
3 過疎対策事業債の活用状況	4
4 過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向	5
5 地域の持続的発展のための基本目標	6
6 長崎市過疎地域持続的発展計画体系図	6
7 地域別持続的発展の基本方針	7
8 事業計画（主な事業抜粋）	10
【参考】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）	12



1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎新法）の概要

(1) 経緯

「過疎地域自立促進特別措置法」（過疎旧法）が令和3年3月末で期限を迎えるにあたり、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行された。

(2) 過疎新法の目的（法第1条）

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(3) 過疎旧法からの主な変更点

ア 過疎対策の目的を「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」へ

イ 過疎対策事項の追加

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「地域における情報化」

「再生可能エネルギーの利用の推進」等

(4) 過去の過疎4法と過疎新法

【制定の経緯】すべて議員立法（全会一致）

昭和45年度～昭和54年度 過疎地域対策緊急措置法

（目的）人口の過度の減少防止、地域社会の基盤を強化、住民福祉の向上、地域格差の是正

昭和55年度～平成元年度 過疎地域振興特別措置法

（目的）過疎地域の振興、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正

平成2年度～平成11年度 過疎地域活性化特別措置法

（目的）過疎地域の活性化、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正

平成12年度～令和2年度 過疎地域自立促進特別措置法

（*法制定当初の期限（平成21年度）から11年間延長）

（目的）過疎地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成

令和3年度～令和12年度 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

（目的）過疎地域の持続的発展、人材の確保及び育成、住民福祉の向上、雇用機会の拡充、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成

(5) 長崎市の過疎地域（法第3条）

過疎新法（R3年度～R12年度）	過疎旧法（～R2年度）
5地区 伊王島、高島、野母崎、外海、香焼（追加）	4地区 伊王島、高島、野母崎、外海
ア 人口要件：旧市町村単位での人口減少率 ※S50→H27の40年間で28%以上減少 伊王島（▲63.5%） 高島（▲95.4%） 野母崎（▲50.9%） 外海（▲68.3%） 香焼（▲34.6%） イ 財政力要件：現在の市町村の財政力指数 ※全国市平均0.64以下→長崎市0.59	※合併があった場合の特例 合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなす。 （旧法第33条第2項）

(6) 過疎地域持続的発展市町村計画（法第8条）

過疎地域の市町村は、持続的発展方針（都道府県が定める方針）に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。

(7) 過疎新法に基づく財政支援措置（法第12条、13条、14条）

- ア 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例
- イ 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に地方債（過疎対策事業債）の充当
 - (ア) 充当率：原則として100%
 - (イ) 交付税措置：起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

【対象事業】

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
<ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○再生可能エネルギーを利用するための施設 			
過疎地域持続的発展特別事業(いわゆる過疎債ソフト事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 		

(8) 過疎新法施行期日(附則第1条、第3条)

令和3年4月1日(令和13年3月31日まで10年間の時限)

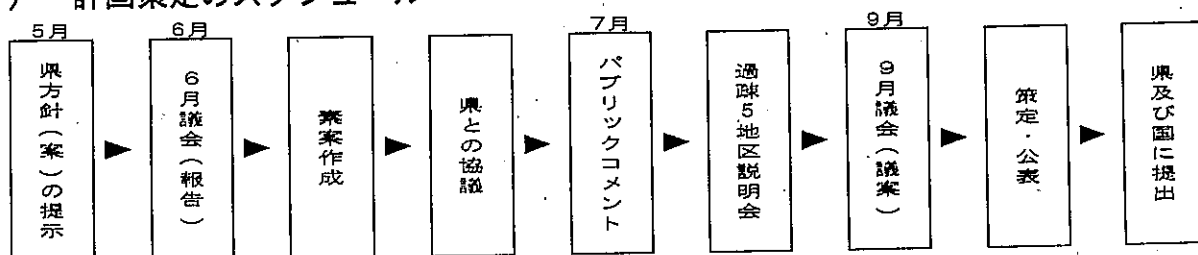
2 過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

(1) 計画策定の目的

過疎新法が施行されたことに伴い、過疎法に基づく過疎地域の持続的発展のための地方債などの財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用し、長崎市の過疎地域の持続的発展を実現するため、新たに過疎地域持続的発展市町村計画を策定するもの。

計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 計画策定のスケジュール



3 過疎対策事業債の活用状況

(1) 過疎債実績

平成16年度(合併)～令和2年度累計 138億円

(単位：億円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (R3繰越含)
過疎債発行額	12	14	8	7	10	12	22
ハード事業	10	11	5	5	9	11	20
ソフト事業	2	3	3	2	1	1	2

(2) 主な事業

(単位：億円)

区分	事業例	平成16年度(合併)～令和2年度累計額 ※令和3年度繰越額含む		
		ハード事業	ソフト事業	合計
産業の振興	レクリエーション施設の整備等	31	5	36
交通施設・生活環境の整備等	道路整備、上下水道施設の整備等	25	2	27
福祉の向上・医療の確保等	高齢者福祉施設整備、診療所の整備等	17	8	25
教育の振興	公民館整備等	22	1	23
地域文化の振興等	世界遺産関連事業、恐竜博物館等	22	5	27
合計		117	21	138

- (3) 主な事業概要（過疎対策事業債実績）※令和3年度繰越額含む
- ア 恐竜博物館建設（平成30年度～令和2年度）約16.6億円
 - イ 世界遺産関連事業費（平成23年度～令和2年度）約6.0億円
構成資産の保全や周辺環境の整備
 - ウ 超高速インターネット整備（令和2年度）約2.8億円

4 過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向

長崎市においては、少子化、高齢化等の進展により、総人口は1975年をピークに、2040年には355千人まで減少することが見込まれています。また、高齢化は、国より早いスピードで進んでおり、老年人口は、国が2040年にピークを迎えるのに対し、長崎市は2025年頃にピークを迎えようとしています。生産年齢人口も2040年頃には全体の5割を切ることが見込まれています。そこで新たな過疎法において、持続的発展という新たな理念のもと、また新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、都市への集中から地方への分散の流れの加速が求められる中、過疎地域が、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たせるよう、「地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の実現を目指すものです。

そのため、これまでの住民生活に必要な生活・産業基盤の整備、産業の振興、医療の確保、生活交通の確保や集落対策等に加え、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」「地域における情報化」「再生可能エネルギーの利用の推進」を明確に過疎方針に位置づけ、方針項目毎に総合的な考え方を示し、関連施策の強化・推進を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上につなげていきます。

また、新法施行に伴う過疎地域持続的発展市町村計画策定にあたっては、長崎地域市町村建設計画（平成16年2月（令和元年12月変更））の基本的な方向性を踏まえ策定します。

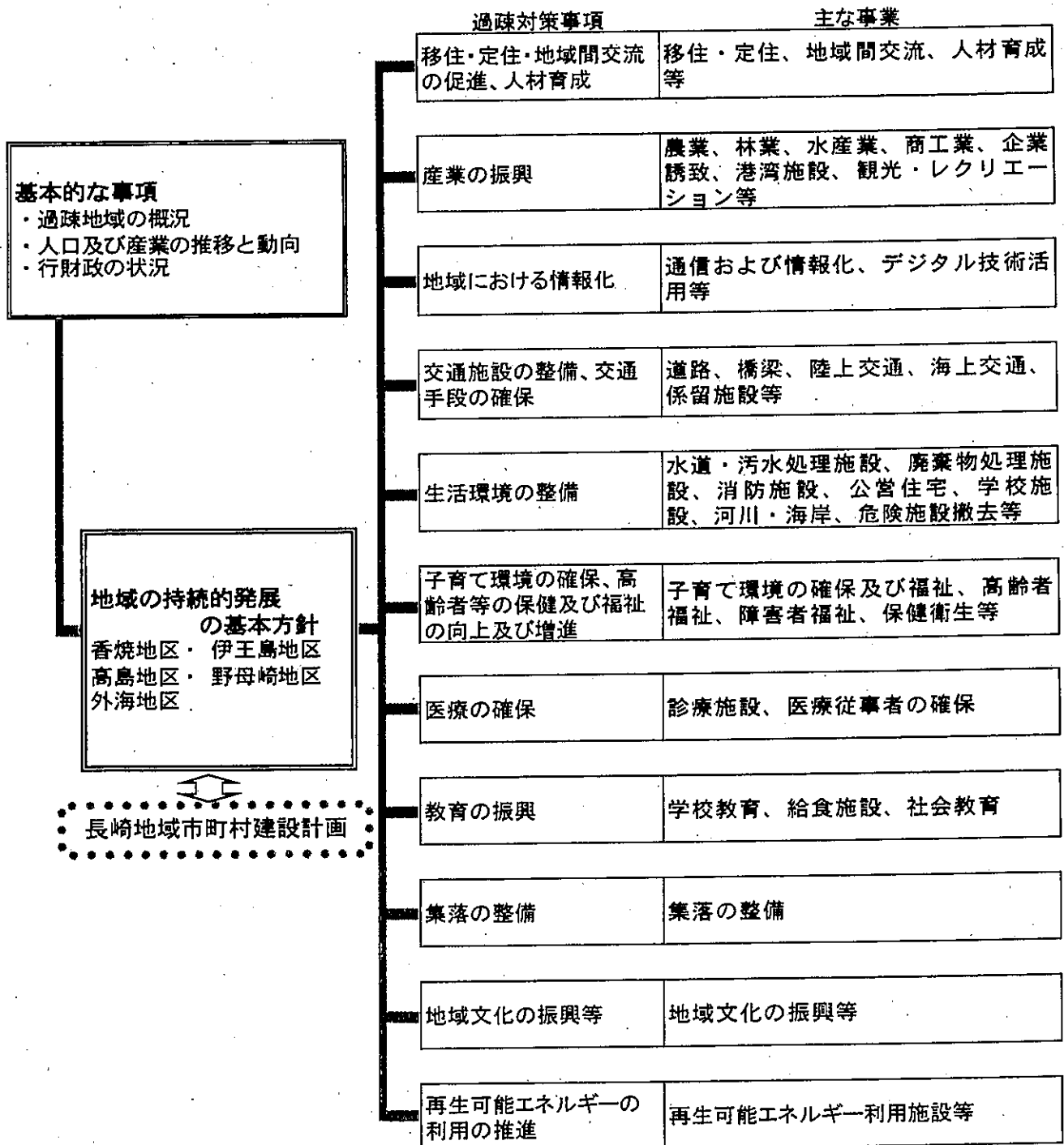
5 地域の持続的発展のための基本目標（人口に関する目標（長崎市全体））

- (1) 人口の維持 令和7年 39万人以上
- (2) 移住者数 毎年度 200人以上

※過疎地域においても、市全体と同率の人口規模を維持することを目標とする。

※目標数値は第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）に掲げる数値とする。ただし、長崎市第五次総合計画策定後は、移住者数に係る目標数値を当該計画に掲げる目標数値とする。

6 長崎市過疎地域持続的発展計画体系図



7 地域別持続的発展の基本方針

(1) 香焼地区

ア 基本方針

豊かな自然を守り、景観を生かした計画的で秩序ある土地の利用や開発を図り、自然と調和した住みたいまち、定住拠点としての整備を推進する。また、資源である海と緑、産業を活用し、スポーツ・レクリエーション地域としての整備を進める。

イ 施策の柱

(ア) 大手造船所の工場の一部が売却されるなど製造業を取り巻く環境の変化がある中で、地区内には多くの中小製造業が立地しており、引き続き技術・技能の高度化や新技術導入による生産性向上の取組みや新分野への進出を支援していく。また、通勤者の利便性向上や地区内への居住促進を図るため、地域内の基幹道路拡張整備を行うとともに、持続可能な交通手段の確保に努める。

港湾施設等については、現在進行中の事業も含め、台風の越波災害など防災面で地域の安全・安心を確保するため、関係機関との連携を強化し、継続して港湾・海岸保全整備を進めていく。

(イ) スポーツ施設を活かして、地域全体を自然・文化・スポーツ公園ゾーンとして位置づけ、スポーツを楽しむためのソフト事業等を検討し、花のあるまちづくりを地域住民と共に推進し、交流人口の拡大により地域の活性化を図る。また、教育施設については、老朽化した学校・公民館の改修を行い、教育環境の整備充実を図るとともに、新学校給食センターの事業計画に伴う周辺地域の交通対策を含めた環境整備を行う。

(ウ) 住宅の多くは斜面地に形成しており幅員が狭く、地区内の生活道路の整備を進めることにより、生活様式の多様化に配慮した、優しく、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、市中心部及び周辺地域への通勤圏であるため、老朽化した公営住宅の建て替えを促進し、点在する市有地は売却を基本として検討し、新たに定住できる環境整備を進める。

(2) 伊王島地区

ア 基本方針

伊王島大橋の開通を契機に、生活環境の整備充実を図るとともにリゾート・憩いの地域としてのハード・ソフト両面から観光の振興を図り、併せて定住環境の整備を進める。

イ 施策の柱

(ア) 架橋後の車による来訪者に対応した地域内の基幹道路の拡張整備や持続可能な交通手段の確保など、来訪者に対する利便性を高めていく。さらに、ゴールデンウィークや海水浴場が賑わう夏休み期間中などは通常時に比べ一時的に多くの車両が地域内に入り込むことがあるため、交通対策を実施する必要がある。

(イ) 地域内を巡るコースの設定や案内板の整備、自然に親しみ、歴史や文化に触れるためのソフト事業等を検討し、ユニークな地形や素朴で歴史を感じさせる教会や灯台などの歴史文化的資源を融合させて地域全体を楽しむことができるまちづくりを進めていく。また、グリーンツーリズムに取り組むなど、地域内でさまざまな体験ができる環境を整え、さらには地場産品を使った特産品の開発などを行い「人を呼んで栄えるまち」をめざし地域の活性化を図る。

(ウ) 上下水道、生活道路、公共施設の駐車スペースの整備を進めることにより、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、架橋により市本土地域との交通アクセスが向上し、市中心部及び周辺地域への通勤圏となったため、市有地の売却を基本として検討し、新たに定住できる環境整備を進める。

(3) 高島地区

ア 基本方針

海をメインとしたスポーツ・レクリエーションの振興及び世界文化遺産の来訪者の受入れ体制の充実を図り、年間を通じた交流人口の拡大に努める。また、農水産業の振興、航路の充実、高齢者が安心して暮らせる体制の整備に努める。

イ 施策の柱

- (ア) 体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園、ふれあい多目的運動公園などアウトドアを楽しむ施設を活用し、イベントの開催や海をテーマとしたスポーツ・レクリエーションの開催、グリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る。また、宿泊や飲食場所の確保、航路の充実などにより、学校の体験学習やスポーツ合宿などの受入体制をつくり、年間を通じた集客を図る。
- (イ) 老朽化した公営住宅や改良住宅の浴室、トイレ、配管等の設備の改修やエレベーターの設置などにより居住環境の向上に努め、これらを踏まえ、安全で安心して暮らすために市営住宅の集約化を進める。また、地域の担い手となる若者や子育て世帯への住宅の供給に取り組む。このほか、海水温浴施設高島いやしの湯や、デイサービスなどを活用した福祉・保健・医療体制の充実により、高齢者が暮らしやすい住環境の整備を進める。さらに、フルーティトマトやこくあまメロン、にんにくなどの温室栽培による地域の特産品については、地域外へ販売するルート強化や生産量の増加に取り組んでおり、今後もブランド力を高め、併せて陸上養殖施設の活用を検討し、地域の活性化につなげていく。
- (ウ) 「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録されていることから、資産の保全を推進する。また、歴史・文化の情報発信の充実により来訪者を増やし、地域活性化を図る。

(4) 野母崎地区

ア 基本方針

恵まれた自然を活かした南部地域における観光拠点としての整備を図る。また、良質な水産資源の確保やブランド化による水産業の振興と地理的条件を活かした都市近郊農業の振興を図る。一般国道 499 号の整備改良事業については、南部地域の幹線道路であるため、県とともに早期完成に努める。

イ 施策の柱

- (ア) 世界文化遺産の構成資産である「端島炭坑（軍艦島）」を望む立地を活かした野母崎田の子地区の恐竜博物館を核として運動公園、水仙の丘、軍艦島資料館などを「長崎のもさき恐竜パーク」と称し、社会教育及び観光の拠点として位置づけ、交流人口の受入基盤の整備を図る。また、長崎市都心部、長崎半島全域との連携を進め、長崎ブランドを活かした広域的な誘客活動を進めるとともに、この整備を契機として地元の産業団体の取組みを支援し、地域の活性化や地域が潤う交流の産業化につながるよう支援に努めていく。
- (イ) 幹線道路である一般国道 499 号や主要地方道野母崎宿線については、防災対策も含め、災害に強い道路づくりに向けて県に整備推進を働きかけていくとともに、集落間及び集落内を結ぶ生活道路については、道路拡幅等の整備を図ることで、都心部や三和地区とのアクセスを向上させ、持続可能な交通手段の確保にも努めていく。住環境については、上下水道の整備を引き続き推進するとともに、老朽化した公営住宅を集約化して建て替えを進め、また、地域の担い手となる若者や子育て世帯への住宅の供給に取り組む。併せて、老朽危険家屋対策や空き家の活用等により、安全安心な住環境整備と人口減少対策を図る。また、防災のための河川・海岸の整備や防災と飲料水・農業用水確保のための高浜ダムの有効活用整備を図る。

(ウ) 磯焼け対策事業の推進による藻場の回復を図るとともに、放流事業を実施するなど育てる漁業への取組みと漁港の整備による水産業の基盤を整備することにより、地域の基幹産業としての充実を図る。併せて、水産業体験を軸としたグリーンツーリズムにより、交流人口の拡大を図る。さらに、特産品である野母んあじ、伊勢エビやからすみなどのブランド品のPRを進めることにより、地域経済の活性化を図る。

(5) 外海地区

ア 基本方針

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産をはじめ、遠藤周作文学館などの文化・観光資源を活用した観光拠点としての整備を進め、交流人口の拡大に努める。

また、豊かな自然を活かした農林水産業の振興や情報通信網の整備等による移住対策の充実を図り、定住人口の減少に歯止めをかける。

イ 施策の柱

(ア) 美しい自然や国際色豊かな歴史を活かし、遠藤周作文学館、出津文化村を中心として、地域全体を文化の薫る博物館として位置づけ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を有する地区として資産の保全を推進し、歴史・文化の情報発信や観光ガイド等の受入体制の充実により、交流人口を拡大し地域の活性化を図る。また、都心部方面に対する地区内外の交通アクセスを拡充し、来訪者の利便性の向上を図るとともに、地域情報の発信に努め、移住促進に取り組む。

(イ) 池島においては、公共性や利便性を踏まえて公共施設の集約化を図り、生活基盤としての海上交通やバス路線の確保に努めるとともに、企業の誘致、産炭の歴史や池島炭鉱体験施設を適正に管理し、地域の活性化を図る。

(ウ) 磯焼け対策事業による藻場回復の取組みなどにより、地域の基幹産業である農業、林業及び水産業の基盤を整備するとともに、ド・ロ神父伝承のそうめんやお茶などの加工品、かんころ餅、ぶどう、ゆうこう、焼酎などの特産品の普及や開発に努め、農水産物の加工・販売の促進を図る。また、大中尾棚田などの地域資源を活かし、グリーンツーリズムにより、農作業、収穫、郷土料理などの田舎の暮らしを体験できる機会の充実を図ることで、交流人口の拡大と自然を活かした地域の活性化を図る。

8 事業計画 (令和3年度～7年度) 《主な事業抜粋》

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体	地区
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	ながさきウェルカム推進事業	市	5地区
	過疎地域活性化事業費負担金	実行委員会ほか	5地区
2 産業の振興	野野串漁港漁村再生交付金事業	市	野母崎地区
	端島見学施設整備事業	市	高島地区
	野母崎田の子地区再整備事業	市	野母崎地区
	黒崎永田湿地自然公園整備事業	市	外海地区
	新規漁業就業促進事業	市	5地区
	漁港施設機能保全事業	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区
	道の駅夕陽が丘そとめ運営事業	市	外海地区
	池島炭鉱体験施設運営事業	市	外海地区
4 交通施設の整備、交通手段の確保	道路改良事業	市	香焼地区 伊王島地区 野母崎地区 外海地区
	地域バス路線運行維持事業	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 外海地区
	地域コミュニティバス運行事業	市	香焼地区 野母崎地区 外海地区
	離島航路維持対策事業	市	伊王島地区 高島地区 外海地区
5 生活環境の整備	配水施設整備事業	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区
	公共下水道事業	市	5地区
	農業・漁業集落排水事業	市	野母崎地区
	消防機器等整備事業	市	5地区
	既設公営住宅等改善事業	市	5地区
	市有財産解体事業	市	5地区

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体	地区
	老朽住宅除去事業	市	5地区
	旧廃棄物処理施設等解体事業	市	伊王島地区 高島地区
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者交通費助成事業	市	5地区
	障害者交通費助成事業	市	5地区
	小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業	市	高島地区
7 医療の確保	診療所運営事業	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区
8 教育の振興	校舎大規模改造事業	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 外海地区
	給食センター建設事業	市	香焼地区
	大型公民館施設整備事業	市	香焼地区 野母崎地区
	伊王島開発総合センター施設整備事業	市	伊王島地区
9 集落の整備	地域コミュニティ支援事業	地域活動 団体	伊王島地区 野母崎地区 外海地区
10 地域文化の振興等	恐竜博物館建設事業	市	野母崎地区
	世界遺産保存整備事業「明治日本の産業革命遺産」	市	高島地区
	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進事業	市	外海地区
	遠藤周作文学館運営事業	市	外海地区
11 再生可能エネルギーの利用の推進	エネルギー版産学官民連携スタートアップ事業	市	5地区

【参 考】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（特定期間合併市町村に係る一部過疎）

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下この条及び第六章において同じ。）であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合においては、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

- 一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項
- 二 地域の持続的発展に関する目標
- 三 計画期間
- 四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
 - ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - ハ 地域における情報化に関する事項
 - ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
 - ホ 生活環境の整備に関する事項
 - ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画には、前項第四号ロに掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。

4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）
- 二 産業振興促進区域において振興すべき業種
- 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

5 市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。

6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。

- 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

別表（第十二条関係）

事業の区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二）まで

消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五
------	---	--------

(国の補助等)

第十三条 国は、過疎地域の持続的発展を支援するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

(過疎地域の持続的発展のための地方債)

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道
- 二 漁港及び港湾
- 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- 五 観光又はレクリエーションに関する施設
- 六 電気通信に関する施設
- 七 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- 八 下水処理のための施設

九 一般廃棄物処理のための施設

十 火葬場

十一 公民館その他の集会施設

十二 消防施設

十三 保育所及び児童館

十四 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）

十五 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

十九 市町村立の専修学校及び各種学校

二十 図書館

二十一 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

二十二 地域文化の振興等を図るための施設

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域持続的発展特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経

費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。